

令和5年11月17日

## 宮城県「再生可能エネルギー地域共生促進税」の新設

宮城県から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される宮城県「再生可能エネルギー地域共生促進税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県
税目名	再生可能エネルギー地域共生促進税（法定外普通税）
課税客体	再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマスを再生可能エネルギー源とし、県の区域内にその全部又は一部が所在するものであって、県内の開発区域に当該設備又はその附属設備の全部又は一部が所在すること等の要件を満たすものに限る。）
課税標準	総発電出力（再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値）
納税義務者	再生可能エネルギー発電設備の所有者
税率	1 太陽光発電設備：620円／kW 2 風力発電設備：2,470円／kW 3 バイオマス発電設備：1,050円／kW ただし、1、2については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合、当該額に応じて別に定める税率。
徴収方法	普通徴収
非課税事項	再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備等
課税を行う期間	県規則で定める日から5年間

・ 令和5年 7月 4日 宮城県議会にて条例案可決

・ 令和5年 7月 19日 総務大臣協議

・ 令和5年 11月 17日 総務大臣同意

（※）条例施行日：県規則で定める日

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。